様式第3号(第6条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 様 | 第　　　　　号  年　　月　　日  山梨県都留市長　　　　　印 |

介護保険　要介護認定・要支援認定等却下通知書

　　　　　　年　　月　　日にあなたが行った介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定等の申請を却下します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 被保険者氏名 |  |

　却下理由

|  |
| --- |
|  |

＜お問い合わせ先＞

　都留市長寿介護課介護保険担当

　住所　　　　　　　　電話番号

不服の申立

　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

　＜お問い合わせ先＞

　　山梨県介護保険審査会（山梨県福祉保健部　健康長寿推進課内）

　　住所　　　　　　　　　電話番号

　２　処分取り消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都留市を被告として（訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。）、提起することができます。

　　　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができ　　ます。

1. 審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。